

市第9号議案

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例の一部改正

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条
例（平成26年9月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する
。

第10条第3項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和
22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同
項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修め
て同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正
に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市放課後児童健全育成事
業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要がある

ので提案する。

参 考

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に
関する条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~）

（職員）

第10条 （第1項及び第2項省略）

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事~~又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長~~が行う研修を修了したものでなければなら
ない。

（第1号から第4号まで省略）

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第38号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者~~（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）~~

（第6号から第10号まで、第4項及び第5項省略）